

第2章 令和2年度のトピック

1 宮城県環境基本計画（第4期）の策定

(1) 宮城県環境基本計画とは

宮城県環境基本計画は、「環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）に基づき、本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び県の施策の大綱を定めるもので、「新・宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画であるとともに、本計画に連なる環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものです。

また、県民、事業者、民間団体などの各主体が、環境に関し考え、行動する際の指針となるものです。

第3期計画（平成28年3月策定）の計画期間が令和2年度で終了することから、令和3年3月に第4期計画を策定・公表しました。

【本計画に連なる個別計画】

- ・宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・再生可能エネルギー・省エネルギー計画
- ・宮城県循環型社会形成推進計画
- ・宮城県自然環境保全基本方針
- ・宮城県生物多様性地域戦略
- ・宮城県水循環保全基本計画
- ・宮城県自動車交通環境負荷低減計画

(2) 第4期計画の概要

① 計画期間

令和3年度から令和12年度まで（10年間）

② 目指す環境の将来像

- 豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土
- 持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会

③ 将来像の実現に向けて

第4期計画では、「SDGs（持続可能な開発目標）」やパリ協定など国内外の動向を踏まえ、新たに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を長期目標に掲げて取り組んでいくほか、「3つの基本方針」と「4つの政策の柱」を基に、総合的・計画的に環境政策を推進していきます。

④ 将来像を実現するための基本方針

基本方針1

「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造

基本方針2

SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上

基本方針3

気候変動の影響への適応

⑤ 将来像を実現するための政策・施策

政策1 脱炭素社会の構築

- 施策(1) 地球温暖化対策の更なる推進
- 施策(2) 気候変動対策の推進
- 施策(3) 徹底した省エネルギーの推進
- 施策(4) 地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進
- 施策(5) 水素社会の構築に向けた取組促進

政策2 循環型社会の形成

- 施策(1) 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた全ての主体の行動の促進
- 施策(2) 循環型社会を支える基盤の充実
- 施策(3) 廃棄物や循環資源の3R、プラスチック資源の3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進
- 施策(4) 廃棄物の適正処理
- 施策(5) 公共施設等の適正な維持管理と有効活用

政策3 自然共生社会の形成

- 施策(1) 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成
- 施策(2) 生物多様性の保全、自然環境の保全・再生
- 施策(3) 自然資本の活用と価値創造
- 施策(4) 自然環境における気候変動の影響への対策
- 施策(5) やすらぎや潤いのある生活空間の創造
- 施策(6) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

政策4 安全で良好な生活環境の確保

- 施策(1) 大気環境の保全
- 施策(2) 水環境の保全
- 施策(3) 土壌環境及び地盤環境の保全
- 施策(4) 地域における静穏な環境の保全
- 施策(5) 化学物質による環境リスクの低減
- 施策(6) 放射性物質による環境リスクへの対応
- 施策(7) 気候変動の影響に対応した水資源の確保

全てに共通する取組

- 共通取組(1) 全ての主体における環境配慮行動の促進・支援、環境にやさしいライフスタイルへの転換
- 共通取組(2) 環境経営等の促進・支援、持続可能な経済システムの構築
- 共通取組(3) 各主体相互のパートナーシップによる協働・連携の推進・支援
- 共通取組(4) 持続可能な社会づくりを支える環境技術の開発・普及・支援
- 共通取組(5) 環境教育、情報の集約・発信、普及啓発
- 共通取組(6) 環境の保全・活用に関する協定の締結、開発行為等における環境配慮
- 共通取組(7) 規制的措置、公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策



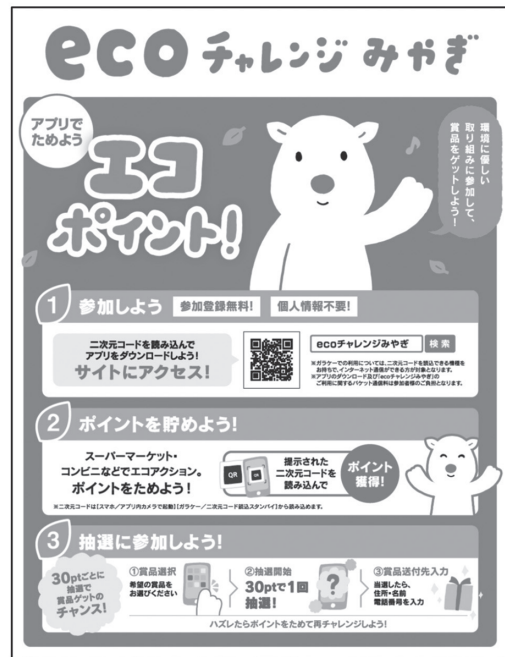
2 スマホアプリ「ecoチャレンジみやぎ」の運用開始

本県では、身近な地球温暖化対策について、県民の理解と関心を高め、行動してもらうことを目的としたアプリ「ecoチャレンジみやぎ」の運用を令和2年11月2日から開始しました。アプリを活用して、地球温暖化対策につながる身近な環境配慮行動「エコアクション」を実施してもらい、エコアクションに応じたポイントの付与や、抽選への応募など楽しみながら日常における環境配慮行動の実践につなげていくものです。

エコアクションの内容

- 1 レジ袋の辞退
- 2 FCV（燃料電池自動車）レンタカーの利用
- 3 うちエコ診断の受診
- 4 COOL CHOICEへの賛同
- 5 みやぎe行動（eco do!）宣言への参加
- 6 自治体主催環境イベントへの参加

アプリの登録者数は令和2年度末現在5,634人、温室効果ガス排出削減量は計1,365.13kg-CO₂となっています。



「ecoチャレンジみやぎ」
公式サイトへのアクセス
二次元コード

3 「宮城県気候変動適応センター」の設置

本県では、県内における気候変動適応を推進するため、令和2年6月1日に宮城県環境情報センターに「宮城県気候変動適応センター」を設置しました。気候変動適応センターの設置は、東北地方では初めてとなります。

「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）第13条に基づき、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、提供等を行う拠点としての機能を担う体制を確保するよう努めることとされており、当センターが宮城県における拠点となります。

当センターでは環境省や国の気候変動適応センターなどから、気候変動に関する情報を収集する

とともに、学習会等を開催し、県民や事業者に気候変動適応策の情報を発信していくこととしています。



▲気候変動に関する図書などを整備

4 みやぎ環境税の課税期間延長

本県では、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくために、平成23年4月から「みやぎ環境税」を導入し、さまざまな事業に取り組んできました。

みやぎ環境税の第2期課税期間が平成28年度から令和2年度までとなっていることから、県ではこれまでの事業成果を検証し、今後の在り方を検討しました。具体的には、環境税を活用した取組の成果と今後の在り方について庁内検討会議で検討し、その結果を県議会へ報告するとともに、各市町村・関係団体に対し説明したほか、県内7か所での県民説明会、県民の皆様から意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

これらの結果を踏まえ、地球温暖化の防止や気候変動の影響への適応、生物多様性の確保など喫緊の環境課題への取組が必要であるとして、みやぎ環境税を令和3年4月から5年間延長する内容の「宮城県県税条例」(昭和25年宮城県条例第42号)の改正案を令和2年11月の県議会定例会に上程し、可決されました。

今後も社会情勢の推移を踏まえた新たな事業を展開するなど、宮城の豊かな環境を将来に引き継ぐために必要な取組を実施していきます。



▲県民説明会の様子

みやぎ環境税が延長されたことに伴い、今後5年間の取組を定めた「新みやぎグリーン戦略プラン」(以下「新プラン」)を令和3年2月に策定しました。令和3年度からは、新プランの目指す姿の実現に向け「気候変動への適応」を新たに加えた「5つの視点」に応じた事業を実施していきます。

新みやぎグリーン戦略プランの基本方向

プランの趣旨

- ◇近年、地球温暖化等に伴う気候変動リスクが高まっており、災害の頻発や大規模化が予想されている中、温室効果ガスの排出削減をはじめとした環境課題の解決に向けた取組が求められています。
- ◇そのため、県では、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくことを目的として、地球温暖化や森林の保全・機能強化といった喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源として平成23年4月から「みやぎ環境税」を導入しました。
- ◇新みやぎグリーン戦略プランは、令和3年度から令和7年度においてみやぎ環境税を活用して実施する環境施策の方向性を示すものです。

プランの目指す方向

本県の環境を取り巻く状況及び課題

- ◇依然として東日本大震災前を上回る温室効果ガス排出量
→温室効果ガス排出量の更なる削減
- ◇木材価格の長期的な低迷、林業採算性の悪化、林業労働力の減少
→森林の多面的機能の持続、CLT(直交集成板)等木材の新たな利用技術の開発や需要の創出
- ◇野生鳥獣による被害の増加
→狩猟者の確保等による野生鳥獣被害への対策

社会情勢の変化等により生じた新たな課題

- ◇地球温暖化等に伴う気温や海水温の上昇といった気候変動の影響への適応
- ◇海洋プラスチックごみ対策等の海洋環境の保全
- ◇地域資源を最大限活用した自立・分散型の社会である地域循環共生圏の形成

本県の目指す姿

- ◇脱炭素社会の構築に向け、環境に配慮した生活・産業を推進する宮城県
- ◇地球温暖化対策と美しく安全な県土づくりのため、森林を活かし育む宮城県
- ◇気候変動の影響への適応力を備えた、強く柔軟な宮城県
- ◇地域循環共生圏の形成に向け、人と自然環境との輪を守り育てる宮城県

みやぎ環境税を活用して実施する事業の視点

- 視点1 脱炭素社会の推進**
環境配慮と経済発展が両立する地域社会を構築するため、家庭や事業所における積極的な二酸化炭素の削減に向けた取組を推進。
- 視点2 森林の保全及び機能強化**
二酸化炭素の吸収をはじめとした多面的機能を持つ森林や里山の管理・保全及び森林資源の活用に至る取組を推進。
- 視点3 気候変動の影響への適応**
気温や海水温の上昇など、気候変動の影響によって生じる(又は生じるおそれのある)被害を回避・軽減する取組(気候変動適応策)を推進。
- 視点4 生物多様性・自然・海洋環境の保全**
生物多様性を育む豊かな自然・海洋環境の保全・再生のための取組を推進。
- 視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実**
地域循環共生圏の形成に資する人材の育成や環境教育の一層の充実を図る取組を推進。

5 県内初となる燃料電池（FC）バスの路線運行開始

(1) FCバス導入の経緯

本県では、東日本大震災の経験から自立・分散型エネルギーの重要性を改めて認識し、再生可能エネルギーの普及を進めるとともに、次世代のエネルギー源として、水素エネルギーの利活用を推進しています。

中でも、多くの県民が日常的に利用する路線バスに燃料電池(FC)バスが導入されることにより、水素エネルギーをより身近に感じてもらえる機会が増えることを期待し、早期導入を目指してきました。県民向けのFCバス体験試乗会や既存路線上での実証運行等を経て、令和3年3月24日から、宮城交通株式会社の営業路線において、県内初となる路線バスとしての運行が始まりました。



▲FCバス出発式（令和3年3月24日）

(2) FCバス導入の意義

普段から多くの方が目にしたり、利用したりする路線バスをFCバスに切り替えることで、水素エネルギーの普及啓発以外にも、様々な効果が期待されています。

① 環境負荷の低減

水素は、利用段階で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして注目されています。

燃料電池自動車（FCV）やFCバスは、水素タンクに充填された水素と空気中の酸素の化学反応により生じた電気を使い、モーターを回して走行しますが、エンジンがないので、走行音がとても静かです。走行時に排出するのは水だけで、二酸化炭素などの排気ガスを排出しません。

② 災害対応能力の強化

FCVやFCバスは、車内の燃料電池で生み出した電力を、外部に取り出して使用することができます。特に、FCバスは高出力かつ大容量の電力供給能力を備えており、災害時に避難所等で電源として活用できることから、災害時における非常用電源としての役割も期待されています。

(3) 水素エネルギーを活用した「災害に強いまちづくり」

FCバスの路線運行と併せて、FCバスを活用した水素エネルギーの普及啓発や災害時利用の実証を、宮城交通株式会社、富谷市、県の三者で取り組むこととし、協定を締結しました。



▲FCバスの導入に関する協定締結式(令和2年3月30日)

協定に基づくFCバスの路線運行期間は、概ね6年間で予定しています。期間内は、通常の路線運行以外にも、イベントでの運行・展示など、県民向けの普及啓発にも広く活用することとしています。また、災害時や停電時における電源のバックアップ機能の強化を目指し、外部給電機能の利活用実証を行います。バス事業者と行政が連携して取り組むことで、地域の実情やニーズに合わせた機動的な活用方法を検証しながら、水素エネルギーによる災害対応能力の強化を推進していきます。



▲FCバス（宮城交通株式会社）

【FCバスの概要】

導入台数 SORA(トヨタ自動車(株)) 1台

運行事業者 宮城交通株式会社

運行期間 概ね6年間

運行路線 (令和3年5月ダイヤ改正時点)

平日：新富谷ガーデンシティ線、宮城大学線、
泉パークタウン線

土日祝：新富谷ガーデンシティ線、宮城大学線、
泉パークタウン線、泉ヶ丘大富線

6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例

(1) 制定の経緯

建設工事に伴い残土として発生した土砂の管理が不十分であるために、残土の崩落や流出事故が全国的に問題となっています。近年宮城県でも、民有地に積み上げられた土砂が河川区域に押し出され、河川管理や漁業に支障を来すおそれのある事案が発生しました。しかし、これまで、残土の崩落・流出に対する住民の安全確保を主目的とした法令がありませんでした。

そこで、同様の事態の発生を防止し、県民の安全・安心を確保するため、令和2年4月から「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を施行しました。

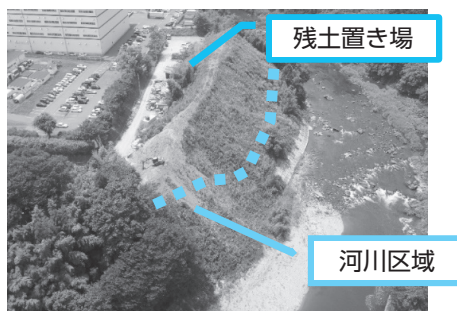
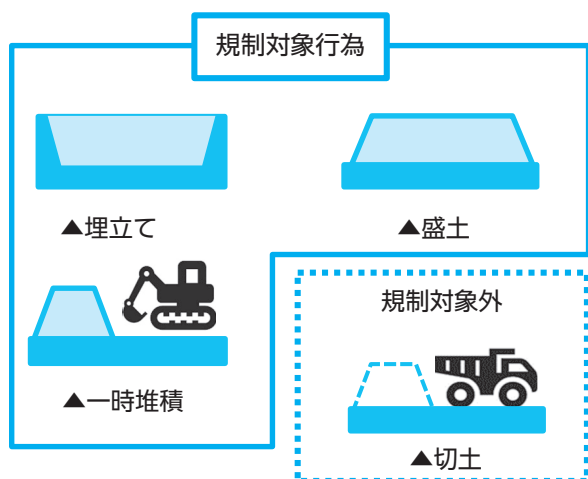
(2) 条例の概要

3,000㎡以上の土地へ土砂等の埋立て等を行う場合は、県の許可が必要です。

- 土砂等の埋立て等の行為に対する許可制度の採用
- 土砂等の埋立て等に関する基準の明確化
- 違反行為に対する行政処分及び罰則の規定
- 危険な埋立て等に対する土砂等搬入禁止区域の指定

(3) 規制対象行為

土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は、許可の対象となります。堆積には、ストックヤードやいわゆる「仮置き」を含みます。



▲県内で発生した残土流出

(4) 許可の対象となる土砂等

土 砂：砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土など
 土砂等：土砂に混入又は附着している物や、再生土や改良土と称されるもの

(5) 許可が不要となる土砂等の埋立て等

- ・同一区域内の土砂等を用いるもの
- ・国、県、市町村等が発注し、または自ら行うもの
- ・採石法や砂利採取法など、他法令等の許認可等に基づくもの
- ・非常災害に必要な応急措置として行うもの
- ・運動場、駐車場、農地などの施設の機能を維持するために行うもの
- ・施工前の地盤面の最も低い地点と施工後の最も高い地点との垂直距離が1m未満のもの
- ・陶器、ガラス、その他の製品を改造し、または加工する原材料(改良土等を除く)として使うもの

(6) 罰則等

許可なく埋立て等を行った場合には罰則の対象となり、2年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。また、土砂等の埋立て等が継続されることで人の生命、身体、財産を害するおそれがあると認められる場合は、県は土砂等搬入禁止区域を指定することができ、指定された区域に土砂等を搬入した場合も罰則の対象となります。



※リーフレット等、各種資料はHPに掲載中